

令和4年度第1回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会会議録

日時：令和4年9月5日（月）
午前10時30分～午前11時40分
場所：南三陸町役場2階
会議室（2-1、2-2）

出席者

審査会	会長	佐藤 徳 憲
	委員（会長職務代理者）	及川 透
	委員	工藤 真 弓
	委員	畠山 喜 敬

南三陸町（庶務担当課）		
	行政管理課長	岩淵 武 久
	行政管理課課長補佐	
	兼行政管理係長	小野寺 洋 明
	行政管理課主事	武内 那 菜

南三陸町（審議案件担当課）		
	総務課長	及川 明（審議第1号のみ）
	総務課課長補佐	
	兼総務法令係長	佐藤 正 行（審議第1号のみ）
	総務課主事	松本 裕 生（審議第1号のみ）

日程

委員紹介

選任第1号 南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の会長の互選について

選任第2号 南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の会長の職務を代理する委員の指名について

審議第1号 南三陸町個人情報保護条例の改正について

審議第2号 南三陸町情報公開・個人情報保護審査会運営規程の一部を改正する規程の制定について

その他

会議の記録

(開会前において町長による辞令交付。辞令交付後の挨拶終了後、町長退席)

午前10時30分 開会

事務局（岩淵行政管理課長）

ただ今より、令和4年度第1回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会を開会といたします。

審査会条例の第5条第1項によりまして、この会議につきましては会長が議長となり進行いただくところでございますが、改選後第1回目の会議でありますことから、会長につきましては、この後の互選となります。

平成24年に審査会において制定いただいている審査会の運営規程、第3条におきまして、委員の改選後、会長が互選されるまでの間は年長の委員が会長の職務を行っていただくこととされております。つきましては、本日の会議、選任第1号により会長が互選されますまでの間、年長の委員であります佐藤徳憲委員に会長の職務執行者として議長をお務めいただきます。

佐藤委員、会長席に御移動の上、よろしく願い申し上げます。

佐藤会長職務執行者

おはようございます。それでは、この後、選任第1号により会長が互選されるまでの間、会長の職務執行者として議長を務めます。よろしく願いします。

初めに、本日の審査会の会議成立につきまして、確認をいたします。

審査会条例の第5条第2項において「審査会の会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない」旨が定められております。本日の会議には、4名の委員全員に御出席をいただいておりますので、この会議は成立いたしておりますことを御確認ください。よろしいでしょうか。

次に、会議録署名委員の指名に関し、御了解をお願いします。

この会議の会議録につきましては、審査会の運営規程第7条により、庶務をして調製の上、会長と会長が指名する委員1名が署名することとされております。

この会議録署名委員の指名につきましては、選任第1号において会長が定まった後の指名といたしますので、御了解願います。

それでは、次第の2番、委員紹介について、事務局お願いします。

事務局（岩淵行政管理課長）

それでは、議事に入ります前に、改選後第1回目となる会議でありますことから、あらためて委員の皆様並びに庶務を担当いたします町の職員について御紹介申し上げます。

さきほど町長から辞令交付がございましたが、委員の皆様につきましては全員が再任となっておりますので、お手元への名簿の配布をもって御紹介に代えさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

続いて、審査会の庶務を所管いたします町の行政管理課の職員について御紹介申し上げます。

行政管理課課長補佐兼行政管理係長の小野寺でございます。本日別の公務の関係で欠席をしております、主幹兼行政改革推進係長の渡邊でございます。主事の武内でございます。なお、審査会の直接の庶務につきましては、行政管理課課長補佐兼行政管理係長の小野寺を主担当として対応を進めさせていただきます。最後に、行政管理課長の岩淵でございます。よろしくお願いいたします。

なお、組織改編が4月1日にございまして、従来この審査会の進行等につきましては庶務担当ということで総務課が担わせていただいておりますが、この4月1日以降につきましては、行政管理課で所掌させていただきますので、改めてよろしくお願い申し上げます。

以上、委員並びに職員の御紹介とさせていただきます。

佐藤会長職務執行者

それでは、これより、本日の議事に入ります。

選任第1号、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の会長の互選についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（小野寺行政管理課課長補佐兼行政管理係長）

ただいま上程のありました選任第1号、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の会長の互選について、御説明申し上げます。

本日お手元に配布の審査会に係る条例及び運営規程の、1ページ目を御確認いただければと思います。この選任第1号の根拠となりますのは、審査会条例の第4条第1項となります。

審査会条例の第4条第1項では、審査会に会長を置き、委員の互選により定めていただくこととされております。

委員皆様による互選ということとなっておりますので、選任方よろしく

お願いいたします。

佐藤会長職務執行者

選任第1号に係る事務局の説明が終わりました。
委員の互選により定めるとされておりますので、よろしく申し上げます。
選任の方法について御意見はありますか。

及川透委員

推薦ということでいかがでしょうか。

佐藤会長職務執行者

及川委員より推薦という意見がありましたが、よろしいですか。
(賛同の声あり)
及川委員、委員の推薦がありましたら、お願いします。

及川透委員

佐藤徳憲委員を推薦します。

佐藤会長職務執行者

佐藤徳憲ということで推薦がございましたが、他に御意見はございませんか。

(賛同の声あり)

それでは、委員の皆様からの推薦をいただきましたので、会長に佐藤徳憲を選任するという事によろしいですか。

(異議なしの声あり)

選任第1号については、ただ今互選のありましたとおりと決定いたします。

事務局から連絡等あればお願いします。

事務局（小野寺行政管理課課長補佐兼行政管理係長）

ただ今、選任第1号で会長が互選されました。お手数ですが、審議資料への会長のお名前の御記入について、各委員よろしくお願いいたします。

以上であります。

佐藤会長

選任第2号に入ります前に、審査会運営規程の第7条第2項に定める会

議録への署名委員について指名いたします。

本日の会議の会議録署名委員として、工藤真弓委員を指名いたします。工藤委員、よろしくお願いいたします。

次に、選任第2号、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の会長の職務を代理する委員の指名について、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（小野寺行政管理課課長補佐兼行政管理係長）

ただいま上程のありました選任第2号、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の会長の職務を代理する委員の指名について、御説明申し上げます。

さきほどと同じく、審査会に係る条例及び運営規程の1ページ目を御確認いただければと思います。この選任第2号の根拠となりますのは、審査会条例の第4条第3項となります。

審査会条例の第4条第3項では、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときにおいては、あらかじめ会長が指名する委員が会長の職務を代理することとされております。

つきましては、この選任第2号において、いわゆる会長職務代理者について会長により御指名いただくものであります。

会長による御指名となっておりますので、選任方よろしくお願いいたします。

以上であります。

佐藤会長

選任第2号に係る事務局の説明が終わりました。

暫時休憩といたします。

佐藤会長

再開いたします。

それでは、審査会条例第4条第3項に定める会長の職務を代理する委員、いわゆる会長職務代理者として、及川透委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

事務局から連絡等あればお願いします。

事務局（小野寺行政管理課課長補佐兼行政管理係長）

ただ今、選任第2号により、会長職務代理者に及川透委員が指名されま

した。お手数ですが、審議資料へのお名前の御記入について、各委員よろしく願いいたします。

また、庶務担当から引き続き申し上げます。次の議題となります審議第1号につきましては、諮問側である町長の事務部局からの説明員として、総務課職員の出席を求めています。これより入室といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

佐藤会長

それでは、説明員について入室させてください。

～総務課職員入室～

佐藤会長

それでは、審議第1号、南三陸町個人情報保護条例について議題といたします。

まず、審査会事務局の説明を求めます。

事務局（小野寺行政管理課課長補佐兼行政管理係長）

それでは、審議第1号、南三陸町個人情報保護条例の改正について、御説明申し上げます。

この審議第1号につきましては、あらかじめ委員の皆様に関係する資料を送付いたしております案件となります。

令和4年8月4日付けで町長から諮問がなされました、南三陸町個人情報保護条例の改正を予定すること、及びその改正について、審議会として意見があればお願いをしたいという趣旨によりなされたものとなります。

諮問の根拠につきましては、審査会に係る条例及び運営規程の1ページ目を御確認いただければと思います。この審議第1号の根拠となりますのは、審査会条例の第2条第2項となります。

審査会条例の第2条第2項では、審査会は、情報公開制度、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関に対し意見することができる旨が定められております。

つきましては、この第2条第2項に基づき、審査会として意見することに関し、その有無を含め、御審議をいただくものとなります。

以上、庶務側からといたしまして、審議の実施等についての御説明となります。よろしく願いいたします。

佐藤会長

審査会事務局からの説明が終わりました。

本日の会議には、あらかじめ、審査会条例第6条第5項の規定により、諮問実施機関から説明を求めることとして、関係職員に出席をいただいております。

早速、諮問実施機関側の説明をお願いしたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。

諮問実施機関説明員（及川総務課長）

諮問実施機関としまして総務課でございます。説明につきましては、佐藤総務課課長補佐からいたします。

諮問実施機関説明員（佐藤総務課課長補佐兼総務法令係長）

よろしくお願いたします。

本日、資料が3種類お手元に届いていると思いますが、説明につきましては「南三陸町個人情報保護条例の改正について」という資料を基に申し上げます。

今回の南三陸町個人情報保護条例の改正につきましては、個人情報保護法が改正されたことから行うものであります。御承知のとおり、個人情報保護制度というものにつきましては、これまで先進的自治体が個人情報保護条例を整備してきたという経緯がございます。こちらの資料にもありますように、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人、地方自治体でそれぞれ根拠法令が違っていたというのがこれまでの制度であります。公的部門と民間部門の根拠が違ふという事が学術研究や医療の分野の発展に支障があったという経緯から、国でこの法律を全て一本化しようというのがこの法律の改正の趣旨となります。

法律の改正に伴い、本町の個人情報保護制度に係る根拠規定が、来年の4月1日に、南三陸町個人情報保護条例から今回改正された個人情報の保護に関する法律に変更になります。この根拠規定の変更に伴い、南三陸町個人情報保護条例の改正の必要があり、南三陸町個人情報保護法施行条例として整備することを予定しております。

資料の次ページに、現状の法体系のイメージ図を載せております。こちらにありますように、民間部門は個人情報の保護に関する法律が適用されます。国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体はそれぞれ別の法律が公的部門では根拠として存在しております。これまでセグメント方式を採用していたのが、これからはオムニバス方式になり、包括的な法律に全てが統合される

制度に変わります。

資料の次のページでございます。改正後の個人情報保護法では、しなければならないことが大きく二つございます。まずは、法に定められております、条例で定めなければならないとされている事項を定めること、もう一つは、条例で定めることができるかとされている事項を定めること、この二つになります。

まず初めに、条例で定めなければならない事項でございます。改正後の個人情報保護法では、次の手数料を条例で定めるよう大きく二つ規定しております。

一つ目が、開示請求に係る手数料であります。条文は第89条第2項であります。こちらは、申請をする者という主語になっておりますので、この手数料には申請手数料と開示実施手数料の二種類がございます。町といたしましては、申請手数料については徴収せず、開示実施手数料について現行の制度と同額の額を手数料として徴収することで検討をしております。法律では実費負担の範囲内で手数料を徴収するよう規定されており、現在の本町の個人情報保護条例でも実費相当額として費用を徴収しておりますので、手数料として同額を徴収するという整理にしております。また、法の趣旨として、できる限り住民の方が利用しやすい額で配慮するよう規定されておりますので、これまで同様に申請手数料は徴収しないという整理をさせていただきます。

二つ目が、行政機関等匿名加工情報に係る手数料であります。行政機関等匿名加工情報とは、特定の個人を識別できないようにした情報であって、その作成に用いる個人情報を復元できないようにしたものでございます。要するに、データの匿名加工と捉えていただければと思います。この匿名加工情報の外部提供につきましては、都道府県と政令指定都市が義務として開始されます。その他の市町村につきましては、当分の間、この外部提供を義務とはされておられません。本町では、外部提供についての要望や利用実績がないことから、今後の需要や開始時期については状況を見定めた上で導入していきたいと考えておりますので、現時点では匿名加工情報に係る手数料については条例で定めないという計画にしております。

資料の次のページでございます。次に条例で定めることが許容される事項でございます。

一つ目が、条例要配慮個人情報でございます。これにつきましては、地方公共団体が法で定める要配慮個人情報以外に、条例において要配慮個人情報を追加的に定めることができるという制度でございます。これまで本町の個人情報保護条例の要配慮個人情報につきましては、法の要配慮個人情報とし

て運用してきたという経緯がございます。この法律の要配慮個人情報につきましては、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴といったものを定義として定めております。現状の町の運用に鑑みても、この法の定義で現状としては十分だと考えておりますことから、条例要配慮個人情報は制定する予定はございません。参考に申し上げますと、この法律の定義に含まれない要配慮個人情報といたしましては、LGBTに関する事項、いわゆる性的マイノリティや、一定の地域の出身である事実といったこととございます。これにつきましては、今後の状況を見ながら必要に応じて条例改正などで対応していきたいと考えております。

二つ目が、個人情報取扱事務登録簿でございます。改正後の個人情報保護法では、地方公共団体に対しても、個人情報ファイル簿の作成・公表を義務付けております。これとは別に、町が個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを条例で定めればできると規定されております。本町におきましては、運用状況について毎年公表しているところではございますが、今後は個人情報ファイル簿による公表とすることを予定しております。この個人情報ファイル簿の作成・公表につきましては、法の対象は1000人以上の個人情報を対象としております。ただ、現状本町の取扱い事務である432の事務のうち、1000人以上の事務となりますと、92の事務となります。本町におきましては、法の趣旨に鑑みれば1000人以上という下限を撤廃し、全ての事務において作成・公表をすることにしたいと考えております。

また、これまで行ってきました事務の公表につきましては、審査会の意見を頂戴したいと考えており、個人情報ファイル簿の作成・公表と事務の公表とでは、若干視点が違うと考えております。運用状況は、自分の個人情報はどう運用されているのかという意味では、非常に関心が高いだろうと思っております。個人情報ファイル簿の公表となりますと、あくまでも個人情報を取得しているファイル簿であって、どういう事務にどういった内容を収集しているという内容の公表になりますので、若干公表の趣旨が変わってしまうだろうと思っております。これまでと同様に、運用状況についても公表すべきだという意見もあるかと思っておりますので、この点につきましては、審査会の意見を頂戴したいと考えております。

三つ目は、その他ということで開示等請求における不開示情報の範囲でございます。法の趣旨といたしましては、情報公開条例との整合性を図るため、必要であれば不開示情報を個人情報保護条例で定め、整合性を図ってほしいといった趣旨になります。現行、本町の情報公開条例の不開示情報と、改正後の個人情報保護法の不開示情報というものを突合せますと、全て法律

において網羅されておりますので、こちらの不開示情報を追加的に条例で定めるということは、現時点では考えておりません。

続いて、開示請求等の手続でございます。これにつきましては、開示決定等に対する審査請求等の手続が、行政不服審査法第9条第1項ただし書きに該当するというので、明示をされたところでございます。ですので、これにつきましては、本審査会の所掌事務として、行政不服審査法に基づく審査手続等の機関として位置付けたいと考えているものであります。

続いて、審議会等の設置であります。こちらにつきましては、地方自治法上の附属機関に対する長からの諮問や調査の依頼といったことの内容になります。これまで、目的外利用やオンライン結合の場合に、本審査会に意見を聞いた上で手続を進めてきたわけでございますけれども、今回の法改正の趣旨が、情報の流通というのが大きな目的の一つになっておりますので、これまで審議会への諮問の対象としておりましたオンライン結合等が、この対象から外れることとなります。ですので、今後この審議会に対する諮問の対象が狭くなりますが、引き続き、本条例の改正等の際には諮問をするといった内容で進めたいと考えております。

資料の次のページの三つ目、その他の変更点でございます。こちらにつきましては、開示請求から決定及び諾否期限延長の期間が変更になるという点でございます。現状の個人情報保護条例では、保有する個人情報の開示請求から開示決定までの期間を15日間、諾否期間延長を相当期間と定めております。これを法律では、開示決定までの期間を30日、期間延長の期間を更に30日とし、合計で最大60日が変わります。本町も法律と同様の期間にしたいと考えておりますが、この点につきましても、御意見を頂戴できればと考えております。

続いて、死者の情報の取扱いでございます。現行の条例では、死者を本人とする個人情報の開示請求権について定めております。改正されました個人情報保護法では、個人情報の定義が「生存する個人に関する情報」と定められておりますので、4月1日以降の新条例におきましては、死者の情報が個人情報の定義から外れるということになります。

続いて、実施機関の取扱いでございます。改正後の個人情報保護法では、議会が執行機関に位置付けられていないため、個人情報保護法の適用外になっております。これにつきましては、国が裁判所や国会を対象としていないこととの整合を図ったという趣旨であることから、改正後の条例におきましては、議会を除く執行機関を適用の対象とするという内容になります。

資料の次のページ、今回の条例改正に伴いまして、関係条例の改正も予定しているところでございます。

一つは、本審査会の設置根拠である、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会条例でございます。

一つ目は、先ほど説明をさせていただきました、行政不服審査法に基づく審査会としての権能を明示するということであります。

二つ目は、引き続き附属機関として、町長の意見、諮問、調査等を実施する機関とすることでございます。この二つ目につきましては、先ほど御説明させていただきましたとおり、諮問することは、改正後の法律では想定されておりません。特に必要であると認めるときとし、極めて限定的に規定されたということでございます。現在の予定といたしましては、条例の改正、個人情報保護法の第128条に規定しております苦情に対する処理をしようとするときは、本審査会に諮問をするといった内容での規定を予定しております。

もう一つは、南三陸町情報公開条例でございます。個人情報保護制度と情報公開制度は両輪であると考えております。今回、個人情報保護条例の改正に併せ、情報公開条例の改正についても検討したいと考えております。

大きく改正したいと考えている項目の一つ目は、手数料としての明記であります。情報公開条例におきましても、手数料として徴収しているのではなく、あくまでも実費相当額として徴収しているという状況でございます。今回、個人情報保護条例で手数料として徴収するということを明記いたしますので、同様に情報公開条例におきましても、手数料として徴収することを明記したいと考えております。

二つ目は、開示決定・延長の期間でございます。情報公開条例におきましても、開示決定・延長の期間は、15日間と相当期間と定めております。今回、個人情報保護条例において、30日間と30日間の合計60日間という規定を予定しておりますことから、こちらの情報公開条例におきましても同様に、最大60日間の規定として併せたいと考えております。この点につきましても、御意見を頂戴できればと思います。

最後に今後のスケジュールでございます。今月中にパブリック・コメントを実施したいと考えております。その結果を踏まえ、条例案を作成し、条例につきましては12月の議会に付議し、来年4月1日からの施行として予定しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

佐藤会長

諮問実施機関による説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。休憩間に、御質問あるいは御意見があれば

ばお願いいたします。

佐藤会長

再開します。

説明のあった事項、また、各委員あらかじめ目を通していただいた中で御質問などありましたら、お願いします。

畠山喜敬委員

具体的に、どの点について審議する必要がありますか。

諮問実施機関説明員（佐藤総務課課長補佐兼総務法令係長）

では、初めから順番に御審議いただきたい点を説明させていただきます。

条例で定めることが許容される事項として、法と同様に、個人情報ファイル簿を作成・公表することを予定しておりますけども、これまでどおり個人情報の運用状況の公表もすべきかどうかということが、一つ目でございます。

畠山喜敬委員

イメージとして、どういった内容が記載されていますか。

諮問実施機関説明員（佐藤総務課課長補佐兼総務法令係長）

どういった事業に何人分の個人情報が記録されているのか、どういった項目を記録しているのか、その個人情報ファイルの利用目的などを1枚で表したのが、個人情報ファイル簿というものになります。現状公表しているのが、開示請求が何件あり、そのうち何件開示したかといった請求の運用状況となります。今後法律どおりにすると、こういった請求の運用状況は公表されません。ですので、そこをさらに条例で義務化して公表すべきなのかといったことであります。

畠山喜敬委員

仮に、条例で義務化しなくても、請求の運用状況を公表することはできるということですか。

諮問実施機関説明員（佐藤総務課課長補佐兼総務法令係長）

運用として、公表することはできます。

畠山喜敬委員

個人情報の開示請求が何件あったのかを、どれだけ町民の方々が知りた
いかということだと思っておりますが、具体的にどのような方法・目的で収集して
管理しているのかを公表すれば足りるのではないかと。任意で公表するこ
とができるのであれば、条例に定めなくても良いのではないのでしょうか。

佐藤会長

他に意見はございませんか。

及川透委員

よろしいでしょうか。

佐藤会長

及川委員。

及川透委員

開示請求をする方が、町に開示請求をしたら、その文書は保有していない
と。たしか昨年度にもあったと思います。そういったミスマッチを防ぐため
に、この文書は保有している、この文書は保有していないということを公表
した方が良いのではないのでしょうか。

諮問実施機関説明員（佐藤総務課課長補佐兼総務法令係長）

今までどおりの運用もプラスで行った方が良いのではないかと、というこ
とでしょうか。

及川透委員

昨年度もその前年度も文書を保有していないのが2件あったと。毎年繰
り返すのであれば、その文書を保有していませんと公表すると。

諮問実施機関説明員（佐藤総務課課長補佐兼総務法令係長）

個人情報ファイル簿で公表すれば、保有している個人情報というのが逆に
明確になります。

畠山喜敬委員

実際にピンポイントでこの情報が欲しいとなったときに、先に個人情報フ
ァイル簿で確認して、どこの何を請求できるのかが分かるのではないかと。
あとは、情報開示請求をされたい方へのアナウンスですかね。情報開示請求

をされたい方に関しては、自身が求めたい情報があるのかを確認した上で請求してくださいねと。

佐藤会長

他に御質問ございませんか。
(ない旨の声あり)

諮問実施機関説明員（佐藤総務課課長補佐兼総務法令係長）

次に、その他の変更点で御説明させていただきました、開示決定までの期間と延長の期間です。15日間とプラスで相当期間となっているのを、30日間と30日間の60日間にするということが一つ。それと、情報公開条例におきましても同様の取扱いにしたいという点につきまして、御審議をいただければと思います。

佐藤会長

それでは、こちらにつきまして御質問があればお願いします。

及川透委員

よろしいでしょうか。

佐藤会長

及川委員。

及川透委員

延長の期間が30日間に変更になった趣旨というか、理由は何でしょうか。

諮問実施機関説明員（佐藤総務課課長補佐兼総務法令係長）

法律でこのように規定されていることから、法の規定との整合を図ったということが理由になります。

畠山喜敬委員

必要な期間というのが曖昧だから、そこをきちんとした方が良いだろうという趣旨だと思うのですが、実際はどういう理由で改訳したのか。

諮問実施機関説明員（佐藤総務課課長補佐兼総務法令係長）

開示決定までの期間が、15日間から30日間になりますので、そこでどのように捉える方もいるのではないかといった趣旨になります。

畠山喜敬委員

実際にこれまでは、開示決定までどれくらいの期間がかかっていますか。

諮問実施機関説明員（佐藤総務課課長補佐兼総務法令係長）

基本は15日間ですが、案件によっては長くかかるものもございました。

畠山喜敬委員

結局、法律よりも長くはできないということですね。延長30日間を足して60日間という枠は変えられないと思います。

諮問実施機関説明員（佐藤総務課課長補佐兼総務法令係長）

他の自治体の例を見ますと、例えば開示請求から決定までの期間を15日間として、延長の期間を30日間にすると。その合計で45日間とする自治体の例も見受けられます。

畠山喜敬委員

相当期間としていつまでも延ばすのはいけないと。1月で全部揃うのかと思うものもあると思いますが、法で定められたので、最低限そこは直さなければいけないということだと。この変更は、実質60日以内という縛りがかかるので、期間まではいらぬのではないかと。

諮問実施機関説明員（佐藤総務課課長補佐兼総務法令係長）

我々も30日ギリギリに決定するわけではございません。20日で揃えば当然に20日で決定します。

佐藤会長

その他の変更点について、以上でよろしいでしょうか。

（異議ない旨の声あり）

続いて、関係条例の改正について、御質問があればお願いします。

及川透委員

少し話が戻りますが、開示決定・延長の期間は60日だと。町での保存期間が60日以内で、60日を過ぎたら処分するようなデータはありますか。

諮問実施機関説明員（佐藤総務課課長補佐兼総務法令係長）

60日で処分するデータは、基本的にはありません。

及川透委員

データそのものは残るとのことですね。

佐藤会長

その他に、関係条例の改正について、御質問がありましたらお願いします。

（ない旨の声あり）

それでは、以上で御質問を終了してよろしいでしょうか。

（異議ない旨の声あり）

諮問案件に対する今後の手続等について、事務局からお願いします。

事務局（岩淵行政管理課長）

それでは、事務局から今後の手続の流れについて御相談的な部分がございますけれども、説明させていただきます。

休憩間を含めまして、色々とお話をいただいたところでございますが、大きく御審議をお願いしたい点は、総務課から三つであったと考えてございます。

いわゆる運用状況の公表について、畠山委員からは、任意の対応でも可能ではないかという御意見もございましたし、そもそもとして及川委員からお話のあった内容への対応とすれば、個人情報ファイル簿の公開の対応といたしますか、アナウンスの仕方懸念される点はクリアできるのではないかといたお話もございました。

また、改悪といった評価が仮になされることも想定されるといった前提で、開示決定までの期間を延長することについての是非といったことについてのお話があって、結果的には可及的速やかな対応を図るといったことが大前提だろうというようなお話があったと記憶してございます。

そこで、御相談でございますが、本日色々な事項がテーブルに乗りまして、この場で委員の皆様から全ての御意見等を賜って、結論として取りまとめるというのはやや乱暴かと思ひまして、もしお許しいただけます場合は、これまでと同じように、御質問あるいは御意見の御照会を事務局としてさせていただきます。その内容を一旦我々の方で取りまとめを行って、御確認をいただいた後に委員会の意見として答申するといった流れとさせていただきます。と思ひますが、そういった進め方でよろしいでしょうか。

(異議ない旨の声あり)

では、そのように事務局として今後の手続を進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

佐藤会長

ただ今、事務局から今後の手続について説明がありました。

以上で、総務課関係の案件につきまして、質疑を終了してよろしいでしょうか。

(異議ない旨の声あり)

それでは、審議第1号につきましては、今後、事務局から説明のあった対応により手続を進めるということをお願いします。

総務課の方々は、お疲れ様でした。

～総務課職員退室～

佐藤会長

次に、審議第2号、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会運営規程の一部を改正する規程の制定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（小野寺行政管理課課長補佐兼行政管理係長）

ただいま上程のありました審議第2号、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会運営規程の一部を改正する規程の制定について、御説明申し上げます。

令和4年4月1日付けの組織改編により、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の庶務担当が、総務課から行政管理課に変更になったことから、審査会運営規程の一部を改正するものであります。

以上、審議第2号についての御説明となります。よろしく願いいたします。

佐藤会長

審議第2号に係る事務局の説明が終わりました。御質問などありましたらお願いします。

(ない旨の声あり)

ないようですので、審議第2号については原案のとおり決定ということではよろしいでしょうか。

(異議ない旨の声あり)
それではそのように決定いたします。

佐藤会長

次第の4番、その他となりますが、各委員からありましたらお願いします。
(ない旨の声あり)
委員からないようであれば、事務局、お願いします。

事務局（小野寺行政管理課課長補佐兼行政管理係長）

事務局からその他ということで、令和3年度情報公開・個人情報保護実施状況についてでございます。

こちらにつきましては、町の広報紙9月号により公表しているものでございます。情報公開条例に基づく行政文書の開示についての実施状況と、個人情報保護条例の運用状況について、参考までに御提示させていただきました。

こちらは、情報公開条例の第20条及び個人情報保護条例の第42条において、取りまとめ公表したものになります。

以上であります。

佐藤会長

その他ということで、開示請求の実施状況について説明がありましたが、それにつきまして御質問がありましたらお願いします。

(ない旨の声あり)

それでは、本日の審議については、終了いたします。

以上をもちまして、令和4年度第1回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会を閉会とします。御苦勞様でした。

午前11時40分 閉会

休憩間における質疑応答の要旨

質問 行政機関等匿名加工情報について、法律上は作成することができるとなっているが、外部提供は義務になるのか。

↓

回答 都道府県及び政令指定都市にあつては、外部提供が開始されるが、その他の市町村にあつては、当分の間、外部提供は任意である。

質問 独立行政法人等とは、地縁団体や行政区も対象になるのか。

↓

回答 対象になる。

以上